

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笠木御所桜会定款第9条第2項及び第23条の規定に基づき、役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(理事会及び評議委員会の出席)

第3条 役員が理事会及び評議委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費は、職員給与規程に準ずる。

(評議委員の報酬)

第4条 評議委員理事が評議委員会出席以外で法人業務の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費は、職員給与規程に準ずる。

(理事の報酬)

第5条 理事長が、評議委員会及び理事会以外の日において、法人業務の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が評議委員会及び理事会出席以外で法人業務の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 理事長への報酬は1月あたり600,000円を限度とする。

4 交通費の実費は、職員給与規程に準ずる。

(監事の報酬)

第6条 監事が理事会及び評議委員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況を指導又は監事の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費の実費は、職員給与規程に準ずる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議委員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議委員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日より適用する。

附 則

この規程は、平成23年11月 1日より適用する。

附 則

この規程は、平成24年10月 6日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年 6月25日より適用する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬
理事会及び評議委員会出席報酬等	5,000円

別表2 (第4条、第5条及び第6条関係)

名 称	報 酬
評議委員業務報酬	10,000円
理事長業務報酬等	30,000円
理事業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円

別表3 (第7条関係)

名 称	報酬1日	旅 費
報酬及び旅費	30,000円	実 費